

商工会会員のための福利厚生共済

# 商工安全共済

「24時間健康相談」と  
「名医紹介制度」付の傷害総合保障共済です。

商工会会員の皆様の  
思いがけないケガや病気を  
ワイドに保障します。

ワイドな保障

**新** 商工安全共済

## 商工安全共済の特徴とメリット

- 1.健康支援のためのサービスが無料でご利用いただけますので、福利厚生にお役立てください。
- 2.思いがけない傷害事故や、疾病・介護が必要な時の経済的負担をワイドに保証します。
- 3.営利を目的としない共済制度ですので、お手ごろな掛金と、法人の場合は経費処理が可能です。



# 商工安全共済なら、 思いがけないケガや病気をワイドに保障。

傷害死亡  
共済金  
1千万円

労災・他保に  
関係なく契約者  
に支払い

満6歳から  
満85歳未満  
まで加入可能

【法人】  
共済掛金は  
全額損金  
算入可

寝たきりの  
場合は  
介護共済金

## 共済金の区分と保障額

共済コース名	共済名	商工安全共済		商工安全共済シニアコース	
	コース	Aコース ※Bコース(月額1,000円)はAコースの保障額の半額		Cコース ※Dコース(月額1,000円)はCコースの保障額の半額	
共済金の区分	共済掛金	月額2,000円		月額2,000円	
	新規加入年齢	満6歳～満65歳未満	満65歳～満70歳未満	満70歳～満85歳未満	満85歳～満90歳未満
	継続年齢		満70歳～満75歳未満		
死亡	傷害死亡共済金	1,000万円	800万円	700万円	250万円
	疾病死亡共済金	30万円	10万円	—	—
後遺障害	後遺障害共済金	10万円～1,000万円	8万円～800万円	7万円～700万円	2.5万円～250万円
介護	介護共済金	傷害により介護が必要になったとき 50万円	50万円	傷害により介護が必要になったとき 20万円	20万円
入院	傷害入院共済金	(1～180日)1日につき 8,000円	(1～180日)1日につき 5,000円	(1～180日)1日につき 2,000円	(1～180日)1日につき 2,000円
	疾病入院共済金	10万円 疾病により30日以上継続して入院したとき 3万円	—	—	—
手術	傷害手術共済金	傷害入院期間内に所定の手術を受けたとき 5万円・10万円・20万円	—	傷害入院期間内に所定の手術を受けたとき 5万円・10万円・20万円	—
通院	傷害通院共済金	※傷害により医師の治療を受け実日数7日以上通院したとき 通院実日数1日目から給付 1日につき 3,000円	—	※左記記載と同じ 1日につき 1,500円	—

※A・Bコースの新規加入は満70歳未満まで。(満75歳未満まで継続) C・Dコースの新規加入は満85歳未満まで。(満90歳未満まで継続)

## ご加入者(被共済者)の範囲

●ご加入者は健康で、正常に就業し、日常生活を営む満6歳以上～満90歳未満の次の方とさせていただきます。  
※ただし、満85歳以上の方は、満85歳未満から更新継続された方に限ります。

(1) 法人事業所の場合は、役員・従業員とその家族。

(2) 個人事業主の場合は、事業主・従業員とその家族。

※疾病等の既往症のある方は共済金をお支払いできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 共済掛金

A・Cコース  
月額/2,000円  
年額/24,000円

B・Dコース  
月額/1,000円  
年額/12,000円

### 口座振替について

振替日は27日とします。  
また、27日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。

#### ■月払契約の場合

- 初回口座振替が不能となった場合は、契約は無効となります。
- 月払契約の場合、2回目以降の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の翌月の相当日に、その月に払い込むべき共済掛金と合わせて2ヶ月分の共済掛金の口座振替を行います。
- 前記の規定による口座振替が不能の場合は、契約は最初の払込みがなかった振替日の属する月の1日にさかのぼって効力を失うものとします。

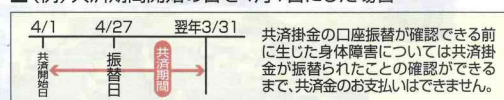
#### ■年払契約の場合

- 口座振替が不能となった場合は、契約は無効となります。

## 共済期間

- 共済期間は、共済掛金を払い込んだ日の属する月の1日の午前0時から1年とします。また、共済期間満了の日から2週間前までに、特に通知のない限り、更新継続とします。
- 共済契約申込日から共済期間開始の日までに生じた身体障害については共済金をお支払いできません。

■(例) 共済期間開始の日を4月1日にした場合



「商工安全共済」についての詳しい内容につきましては重要事項説明書及び約款等でご確認ください。

■詳しいお問い合わせ・お申し込みは...

**取扱団体名** 兵庫県商工会連合会  
神戸市中央区花隈町6-19  
TEL.078-371-1261(代)/FAX.078-341-4452

**引受団体名** 兵庫県共済協同組合(県共済)  
神戸市中央区中山手通7-28-33(県立産業会館内)  
TEL.078-361-8080(代)/FAX.078-371-6757

**元受団体名** 全国中小企業共済協同組合連合会  
東京都中央区日本橋浜街2-11-2(日本橋中央ビル5階)  
TEL.03-3667-5111/FAX.03-3668-8919

■取扱い窓口